

静岡県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に係る取扱要領

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第59条の規定に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」）の指定等に当たり、円滑な事務の実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第59条の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号による住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書（以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付し、知事に提出するものとする。

- (1) 定款及び登記事項証明書
- (2) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表
- (3) 申請に係る意思の決定を証する書類
- (4) 支援業務の実施に関する計画書（様式第2号）
- (5) 役員及び支援業務に従事する職員の氏名及び略歴を記載した書類（様式第3号）
- (6) 現に行っている業務の概要を記載した書類（様式第4号）
- (7) 申請以前（申請年度以前の過去5年に限る）に実施した居住支援活動の実績を記載した書類（様式第5号）
- (8) 個人情報保護規程その他これに準ずるもの
- (9) 支援法人指定申請に関する誓約書（様式第6号）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類
- (11) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、申請書の提出があったときは、関係法令等に定める事項のほか、「静岡県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に係る審査基準」に基づき、審査を行う。

3 審査の結果、申請者が支援法人の基準に適合していると認められる場合、知事は、申請者を支援法人として指定し、住宅確保要配慮者居住支援法人指定通知書（様式第7号）により申請者に通知する。

4 審査の結果、申請者が支援法人の基準に適合しないと認められる場合、知事は、住宅確保要配慮者居住支援法人として指定しない旨の通知書（様式第8号）により申請者に通知する。

(名称等の変更)

第3条 支援法人は、その名称若しくは所在地又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、法第61条第2項の規定により、変更しようとする日の2週間前までに、住宅確保要配慮者居住支援法人名称等変更届出書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

(債務保証業務の委託)

第4条 申請者又は法第59条の規定による指定を受けた支援法人（以下「支援法人」という。）は、法第63条第1項の規定により、債務保証業務のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託する場合は、委託しようとする業務、委託する理由等を債務保証業務委託認可申請書（様式第10号）に記載の上、知事に提出するものとする。

2 知事は、前項による認可を行う場合は、債務保証業務委託認可通知書（様式第11号）を申請者又は支援法人あて通知するものとする。

3 知事は、第1項による認可を行わない場合は、債務保証業務委託の認可を行わない旨の通知書（様式第12号）により、申請者又は支援法人あて通知するものとする。

(債務保証業務規程の認可)

第5条 申請者又は支援法人は、法第62条第一号に規定する家賃債務保証業務（以下「債務保証業務」という。）を行おうとするときは、法第64条第1項の規定により、債務保証業務規程認可申請書（様式第13号）にあらかじめ定めた債務保証業務に関する規程（以下「債務保証業務規程」という。）を添付し、知事に提出するものとする。

2 申請者又は支援法人は、前項で認可を受けた債務保証業務規程を変更しようとするときは、法第64条第3項の規定により、債務保証業務規程変更認可申請書（様式第14号）に変更する債務保証業務規程を添付し、知事に提出するものとする。

3 知事は、第1項による認可をした場合は、債務保証業務規程認可通知書（様式第15号）により、前項による認可をした場合は、債務保証業務規程変更認可通知書（様式第16号）により、申請者又は支援法人へ通知する。

4 知事は、第1項による認可を行わない場合は、債務保証業務規程の認可を行わない旨の通知書（様式第17号）により、第2項による認可を行わない場合は、債務保証業務規程の変更認可を行わない旨の通知書（様式第18号）により、申請者又は支援法人へ通知する。

(残置物処理等業務規程の認可)

第6条 申請者又は支援法人は、法第62条第五号に規定する業務（以下「残置物処理等業務」という。）を行おうとするときは、法第64条第1項の規定により、残置物処理等業務規程認可申請書（様式第19号）にあらかじめ定めた残置物処理等業務に関する規程（以下「残置物処理等業務規程」という。）を添付し、知事に提出するものとする。

2 申請者又は支援法人は、前項で認可を受けた残置物処理等業務を変更しようとするときは、法第64条第3項の規定により、残置物処理等業務規程変更認可申請書（様式第20号）に変更する残置物処理等業務規程を添付し、知事に提出するものとする。

3 知事は、第1項による認可をした場合は、残置物処理等業務規程認可通知書（様式第21号）により、前項による認可をした場合は、残置物処理等業務変更認可通知書（様式

第22号)により、申請者又は支援法人へ通知する。

- 4 知事は、第1項による認可を行わない場合は、残置物処理等業務規程の認可を行わない旨の通知書(様式第23号)により、第2項による認可を行わない場合は、残置物処理等業務規程の変更認可を行わない旨の通知書(様式第24号)により、申請者又は支援法人へ通知する。

(事業計画等の認可)

- 第7条 支援法人は、法第65条第1項の規定により、毎事業年度の開始前(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)に、支援業務事業計画等認可申請書(様式第25号)に作成した支援業務に係る事業計画及び収支予算(以下「事業計画等」という。)を添付し、知事に提出するものとする。
- 2 支援法人は、前項で認可を受けた事業計画等を変更しようとするときは、支援業務事業計画等変更認可申請書(様式第26号)に、変更する事業計画等を添付の上、知事に提出するものとする。
- 3 知事は第1項による認可を行う場合は、支援業務事業計画等認可通知書(様式第27号)により、前項による認可を行う場合は、支援業務事業計画等変更認可通知書(様式第28号)により、支援法人あて通知するものとする。
- 4 知事は第1項による認可を行わない場合は、支援業務事業計画等の認可を行わない旨の通知書(様式第29号)、第2項による認可を行わない場合は、支援業務事業計画等の変更認可を行わない旨の通知書(様式第30号)により、支援法人あて通知するものとする。

(事業報告等の提出)

- 第8条 支援法人は、法第65条第2項の規定により、毎事業年度、支援業務実施報告書(様式第31号)に、支援業務に係る事業報告書、収支決算書、財産目録及び貸借対照表を添付し、当該事業年度経過後3月以内に、知事に提出しなければならない。

(支援法人の指定辞退)

- 第9条 支援法人が、自らのやむを得ない理由により、指定の辞退を行う場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定辞退届出書(様式第32号)を知事に提出するものとする。

(監督命令)

- 第10条 知事は、次に掲げる場合に該当し、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、法第68条の規定による監督命令を行うものとする。
- (1) 第11条の規定による報告徴収及び立入検査等の結果、指定基準等に適合していないと認めるとき
- (2) その他支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるとき

(報告徴収及び立入検査)

第11条 知事は、次に掲げる場合に該当し、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、法第69条の規定による報告徴収又は立入検査を行うものとする。

- (1) 事業報告書及び収支決算書が正当な理由なく提出されないとき
- (2) 事業報告書及び収支決算書の内容や、要配慮者・地域住民・居住支援法人の従業員等からの通報等の状況に鑑み、指定基準への適合等に疑義があるとき
- (3) 不当な手続による契約又は不当な契約条項を盛り込んだ契約等により、住宅確保要配慮者の権利利益が不当に侵害されているとき
- (4) 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅が適正に管理されていない等により、要配慮者の居住環境に重大な影響が生じているとき
- (5) 支援法人に対し他の法令（住宅、福祉、介護、消費者政策、建築、消防等に関する法令等）に違反するものとして、指導又は監督が行われたとき
- (6) その他支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるとき

(指定の取消し等)

第12条 知事は、法第70条の規定により、支援法人の指定の取消しを行った場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定取消通知書（様式第33号）により、支援法人あて通知するものとする。

(その他)

第13条 この取扱要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この取扱要領は、平成30年5月21日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年12月14日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年1月12日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年10月1日から施行する。